

第1回 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和5年12月19日（火） 午後6時00分から7時30分まで
開催場所	南区役所7階703会議室
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 八森 淳（株式会社メディコラボ研究所代表取締役） 委員 平戸 善久（南区連合町内会長連絡協議会監事） 山本 裕子（南永田山王台地区民生委員児童委員協議会会长） 深澤 幸子（南区老人クラブ連合会副会長） 逸見 久（地域活動ホームどんとこい・みなみ施設長） 光永美代子（南区主任児童委員連絡会副代表） 佐々木哲夫（税理士法人TOS 佐々木会計代表理事・税理士）</p> <p>【事務局】</p> <p>南区福祉保健センター担当部長 大塚 貴司 南区福祉保健課長 鳥居 俊明 南区福祉保健課事業企画担当係長 森山 梨香 南区高齢・障害支援課地域保活ケア推進担当係長 中尾 充 南区福祉保健課事業企画担当 藤崎 健太</p>
欠席者	有り（委員 加藤 倫子 永田みなみ台地区社会福祉協議会会长）
開催形態	公開（傍聴者0人）
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員紹介 3 指定管理者選定委員会の概要について 4 委員長及び職務代理者の選出について 5 委員会の公開・非公開について 6 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者公募スケジュール（案）について (2) 指定管理者公募要項（案）、指定管理者の応募関係書類（案）の内容について (3) 審査・選定の手続きについて <ol style="list-style-type: none"> ア 評価基準項目（案）について イ 審査方法（案）・最低制限基準（案）について 7 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議事録の確認 (2) 第2回選定委員会の公開・非公開について 8 閉会
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に八森委員を選出、委員長職務代理者に平戸委員を指名。 2 第2回選定委員会について、公開とすることを決定。

	<p>3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。</p> <p>4 公募要項等について、事務局案のとおり決定。</p> <p>5 評価基準、審査方法、最低制限基準について、事務局案のとおり決定。 なお、地域ケアプラザ指定管理者選定採点表については、採点欄（5段階評価） ×係数=評点とするなど、分かりやすい表記とすること。 また、事前審査にあたっては、時間の余裕に配慮し、各委員において書類審査を行うことを決定した。</p> <p>6 議事録の確認については、委員長一任とすることを決定。</p> <p>7 第2回選定委員会の公開・非公開については、「面接時：公開」、「審査時：非公開」とすることを決定。</p> <p>8 第2回選定委員会について、令和6年4月5日(金)午後6時00分から実施することを決定。</p>
議 事	<p><u>1 開会</u> 南区福祉保健センター 大塚担当部長より挨拶</p> <p><u>2 委員紹介</u> 初回なので、各選定委員による自己紹介</p> <p><u>3 指定管理者選定委員会の概要について</u> (事務局) ・横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の概要 について説明（質疑なし）</p> <p><u>4 委員長及び職務代理者の選出について</u> 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第6条に基づき、委員長に八森委員を選出。 同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に平戸委員を指名。</p> <p><u>5 委員会の公開・非公開について</u> (事務局) 公募要項については、本委員会で決定後翌日には区ホームページに掲載するため、委員会を公開することにより公平性を阻害するとまではいえないため、要綱に定める原則とおり公開で進める事務局案について説明。 【決定】第1回選定委員会について、公開とする（質疑なし）</p> <p><u>6 議事</u> (1) <u>指定管理者公募スケジュール（案）について</u> (事務局) 次のとおり事務局案を説明。 ①公募の周知、公募要項の配布 令和5年12月20日（水）から令和6年2月15日（木）まで ②現地見学会及び応募説明会</p>

令和6年1月17日（水）午前10時から
③公募要項等に関する質問受付
令和6年1月18日（木）から令和6年1月25日（木）まで
⑤公募要項等に関する質問回答
令和6年2月1日（木）頃（予定）
⑥応募書類の受付期間
令和6年2月8日（木）から令和6年2月15日（木）まで
⑦審査及び選定（面接審査実施）
令和6年4月5日（金）
⑧選定結果の通知及び公表
令和6年5月中旬

（委員）

横浜市別所地域ケアプラザ以外の7地域ケアプラザの選定について、7施設まとめて選定となると事務局案スケジュールではタイトに思える。事務局案スケジュールどおり、選定を適正に実施できるのか。

（事務局）

応募団体からの事業計画を事前に選定委員の皆様にお送りさせていただき、それを事前に読み込んでいただいた上で、選定委員会当日を迎える形になる。選定委員会当日は面接及び採点のみを実施いただくので、事務局案スケジュールで対応可能と考える。

（委員長）

この他特に意見が無ければ、事務局案のとおりでよろしいか。

（委員）

事務局案のとおりで、異議なし。

(2) 指定管理者公募要項（案）、指定管理者の応募関係書類（案）の内容について

（事務局）

公募要項その他関係書類案の記載内容について説明。

（委員）

公募要項（案）3頁、5地域ケアプラザの概要(4)ア※3の部分、「所長が～職員を兼務する場合～所長人件費を返還するものとします」の部分について、所長が兼務をすると人件費減額になるのはなぜか。仕事を掛け持つので兼務所長は大変になるのに人件費減額というのは、応募団体にとって厳しい条件ではないか。

（事務局）

市として、施設の管理者は兼務ではなく専任として業務にあたってほしいという意図があるため、兼務する場合の人件費を減額するとしている。

（委員長）

本公募要項については、応募団体ではなく住民の目線で作成されている。住民目線で見れば、本来実施しなければならない業務に専任でしっかり実施していくことが望ましい、という理由のことではないかと思う。

この他、特に意見が無ければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

事務局案のとおりで、異議なし。

(3) 審査・選定の手続きについて

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

- ・資料5 指定管理者選定評価基準項目（案）に記載のとおり。

○採点方法

- ・評価項目1～6の評価は5段階で採点を行い、各項目の5段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評点を算出する。
- ・評価項目7（1）は-10～15点の任意の点数で採点を行い、（2）は「0点」又は「-5点」の2段階評価とする。
- ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者が、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

○審査方法

- ・審議時、一度仮採点した後に、各委員の仮採点及びその理由等の相互確認による協議を行い、その結果を踏まえて本採点する。
- ・面接時の資料変更、追加について、応募受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時に資料を配付することや差し替え、又はパワーポイント等で説明をすることについては認めるが、事前に申し出を必要とする。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、1団体30分程度とし、応募団体数に応じて変更する。

○最低制限基準の設定

- ・応募団体が1団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、第2回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- ・最低制限基準は、評価項目7を除く評価基準項目の合計点（満点285点）

に、第2回選定委員会出席委員数から2人除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

- なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第2回選定委員会出席委員のうち、評価項目7を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目7を除いた採点を合計した点数で比較することとする。
- また、最高点をつけた委員が2人以上いる場合又は最低点をつけた委員が2人以上いる場合は、それぞれ1人分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- 最低制限基準は、評価項目7を除く評価基準項目の合計点（満点285点）に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

○得点について

【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】

- 各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第2回選定委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】

- 各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。

○指定候補者等の決定

選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

同点1位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定候補者を選定する。

- ①採点で1位をつけた委員が多かった団体
- ②小項目で最低点を入れた委員が少なかった団体
- ③小項目で満点が多かった団体
- ④委員長を含む出席委員による投票
- ⑤委員長を除く出席委員による投票

(委員)

評価基準項目に係る採点は、個人の感覚で採点しても良いか。

(事務局)

差支えない。選定委員の皆様のこれまで培った知識とご経験を踏まえて採点い

ただくようお願いしたい。

(委員)

評価基準項目（案）の表記、採点・係数・配点の部分が分かりづらい

(事務局)

選定委員の皆様に採点をいただく際に使用する「地域ケアプラザ指定管理者選定採点表」については、委員の意見を踏まえ、採点欄（5段階評価）×係数=評点とするなど、分かりやすい表記とさせていただく。

(委員)

指定管理者選定評価基準項目（案）中、「5事業」について、評価の細分化ができるないか。細分化し1つ1つの項目でみた方が採点しやすい。

(事務局)

評価の細分化等含めて、評価基準項目をどのような形式にするかについては、選定委員会でご判断いただくこと。ご意見いただいた評価の細分化実施の有無についてこの場でご審議いただきたい。

(委員長)

どの細項目を重要視するかなど評価の細分化をしない方が委員の裁量を重視できるという考え方もある。

(委員)

今回初めて選定委員を引き受けた自分としては、委員の裁量をもって採点することがなかなか難しい、という思いがある。

(事務局)

指定管理者選定評価基準項目（案）中、「5（3）（4）」は現配点で割り切れるが、「5（1）（2）」は割り切れない。

(委員長)

「5（1）（2）」が現配点で割り切れないとなると、当初の事務局案どおり、評価の細分化をしない方向で進めてみてはどうか。若しくは、当初の事務局案の5段階評価ではなく配分された配点でそのまま評価するという方法もある。

(委員)

配分された配点でそのまま評価するのではなく、当初の事務局案どおり5段階評価の方が、委員として採点しやすい。

(委員)

ちなみに、「1運営ビジョン」の配点が高い理由は何か

(事務局)

地域ケアプラザを運営する法人に相応しいかどうかを見る重要な部分のため、配点を高くしている。

(委員)

「相応しい」とは。

(事務局)

横浜市が地域ケアプラザ指定管理者に求めていることを応募団体としてしっかりと把握しているか、というところ。

(委員長)

例えば。

- ・行政が推進している地域包括ケアシステムをしっかり理解しているか。
- ・応募団体がしっかり地域をみておりなおかつ地域の課題分析ができるか。
- ・地域住民がこの応募団体ならこの地域でケアプラザをやっていけると思うか。など。

地域住民目線でみることができる項目なので、配点がより高くなっているのだと思う。

(委員)

応募法人の事業計画を地域住民の目線で審査できる、という理由で「1 運営ビジョン」の配点が高い、ということで承知した。

(委員長)

評価基準及び審査方法、最低制限基準について、事務局案のとおり行うということでおよろしいか。

(委員)

異議なし。

7 その他

(1) 議事録の確認

(事務局)

事務局で作成の上、確認は委員長一任としたい。

【決定】議事録の確認は委員長一任（質疑なし）

(2) 第2回選定委員会の公開・非公開について

(事務局)

面接時：「面接内容は、非公開にすべき情報とはいえない」とされているため、原則公開と考えている。

審査時：公開することにより、適正な審査が阻害される可能性があるため、選定委員による審査（採点）の場面のみ非公開とする。

【決定】第2回選定委員会について、面接時公開、審査時非公開（質疑なし）

8 閉会

1 資料

資料1 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員・事務局名簿

資料2 横浜市南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の概要について

資料3 指定管理者公募スケジュール（案）について

資料4 指定管理者公募要項（案）、指定管理者の応募関係書類（案）

資 料
・
特 記 事 項

資料5 指定管理者選定評価基準項目（案）について

資料6 指定管理者審査方法（案）・最低制限基準（案）について

2 特記事項

次回は、令和6年4月5日（金）に開催予定。開催場所は、後日連絡する。